

国自安第 86 号の 2
令和 8 年 7 月 27 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援、社内安全教育の実施に対する支援及び健康起因事故防止を推進する取り組みに対する支援））の実施について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して別紙のとおり通知しましたので、貴会会員各位にその旨周知されるようよろしくお取りはからい願います。

国 自 安 第 8 6 号
令和 8 年 7 月 2 7 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援、社内安全教育の実施に対する支援及び健康起因事故防止を推進するための取り組みに対する支援））の実施について

標記について、下記のとおり実施することとしたので通知するとともに、令和 8 年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金について関係事業者より問い合わせがあった場合は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（各運輸支局を含む。以下、「各運輸局等」という。）の窓口等において適切に案内願いたい。

記

1. 補助金執行団体

TOPPAN 株式会社

＊公募により国土交通省において補助金執行団体を採択した。

＊補助金執行団体は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱、実施要領に基づき、国土交通省（各運輸局等を含む）に代わって、交付規程及び公募要領の作成、申請等の受付、申請等書類の審査、補助金の交付決定、額の確定、その他当該事業の実施にあたって必要な一連の業務を実施するものとする。

2. 補助金交付業務等の実施

令和 8 年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱、実施要領並びに補助金執行団体の定める交付規程及び公募要領に基づき実施する。